

平成28年度

中小企業元気づくり補助金

評価表

NO.

43

所管部課名	商工政策課		担当者	福山 勝広				
事務事業名	中小企業経営安定事業費							
根拠法令	中小企業元気づくり補助金交付要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成28年度 予算額	3,400 千円	国県支出金 0 千円	一般財源 3,400 千円	その他 0 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	中小企業の経営の安定化		補助件数30件		平成33年度			
成果指標②								
補助対象者	本市の区域内において6箇月以上継続して事業を営む中小企業者等							
補助対象経費	中小企業者が支払った、社員研修、製品宣伝活動、研究開発費、知的財産権申請費にかかる経費							
補助対象事業・活動の内容	【社員研修】市が指定した機関において社員研修を受講すること 【製品宣伝活動】見本市や展示会等への出店すること 【研究開発費】中小企業者が大学等と共同で研究開発をおこなうこと 【知的財産権申請】特許、実用新案、意匠、商標などの知的財産権に関する申請を行うこと							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	中小企業者が支払った社員研修費等の2分の1 ※ 補助上限 社員研修費 10万円 製品宣伝活動費 30万円 研究開発費 50万円 知的財産権申請費 70万円							
上記項目の 積算方法	同上							
補助を受ける事業（団体）等の 決算状況等	項目		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	4,761,798	65.2%	2,775,246	64.8%	8,118,676	67.7%
		会社負担分	4,761,798	65.2%	2,775,246	64.8%	8,118,676	67.7%
				0.0%		0.0%	0	0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	2,536,200	34.8%	1,508,300	35.2%	3,872,400	32.3%
				0.0%		0.0%		0.0%
	支出	（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	7,297,998	100.0%	4,283,546	100.0%	11,991,076	100.0%
		事業費	7,297,998	100.0%	4,283,546	100.0%	11,991,076	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
計		7,297,998	100.0%	4,283,546	100.0%	11,991,076	100.0%	
支出計/前年度支出計				58.7%		279.9%		
自己資金/前年度自己資金				58.3%		292.5%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		17		13		29		
成果指標の推移①		17		13		29		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】平成25年度「現状のまま継続」補助金支出後の追跡調査をしっかりとってほしい。 【前回評価への回答】職員のスキルアップ、展示会出店による新規顧客の確保等により、経営の安定化が図られている 【事業のPR方法】商工会議所、商工会、金融機関等への制度説明の実施や、各団体等の会議時等に説明を実施							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	社員のスキルアップや製品の販路拡大、知的財産権の確保を実施することにより、中小企業の経営体質の強化や経営の安定を図ることに寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	中小企業の経営体質の強化や経営の安定を図ること、より安定した経済活動の促進に必要不可欠であり今後も必要である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	中小企業の経営体質の強化や経営の安定を図ることを目的とした市内中小企業者への支援であり、市が行うことが望ましい。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助率は2分の1で、経費の種類ごとに1社あたりの補助上限を定めており、妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	補助上限は1社あたりの上限で設定していること、知的財産権については、新規申請時のみを対象としており、固定的な補助金ではない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	地域経済の活性化や雇用の安定に繋がる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	市内企業の社員育成や知的財産権の確保は、経営の強化、安定に有効な手段であり、それを補助することは妥当な政策手段であると認められる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象とする経費は、社員研修費や特許申請経費等、明確に規定されたものであり、妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ☐現状のまま継続 ☒見直しの上で継続 ⇒今後の方向性☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☒補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ ☐高い ☐低い 必要性 ⇒ ☐高い ☐低い 有効性 ⇒ ☐高い ☐低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐高い ☐低い
	《上記方向の理由》 対象事業の見直しや、対象経費の見直しを実施する予定としている。なお、平成28年度においては、対象事業の見直しにより、研究開発費を、女性人材育成へ変更している。		《今後の改革の方向性》 ☐現状のまま継続 ☐見直しの上で継続 ⇒今後の方向 ☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》		《まとめ》

○薩摩川内市中小企業元気づくり補助金交付要綱

平成23年3月28日

告示第153号

改正 平成25年9月25日告示第709号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、中小企業元気づくり補助金（以下「元気づくり補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、本市の区域内において事業を営む中小企業者が、社員研修費等を支払った場合において、当該中小企業者の負担を軽減し、もって本市中小企業の経営体質の強化を図るため、当該中小企業者に対し、予算の範囲内において元気づくり補助金を交付する。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 社員研修費等 次に掲げるものをいう。

ア 社員研修費

川内職業能力開発短期大学校、川内技術開発センター、中小企業大学校、鹿児島県工業技術センターにおける社員研修に係る経費（旅費及び研修負担金に限る。）で中小企業者が負担する額

イ 製品宣伝活動費

見本市又は展示会出店のブース費用及び機材のレンタル費用並びに出展に関するパンフレット経費で、中小企業者が負担する額（販売を伴うものは除く。）。)

ウ 研究開発費

大学等と共同で研究開発を行う費用で、中小企業者が負担する額

エ 知的財産権申請費

特許申請、実用新案登録、意匠登録、商標登録に係る費用で、中小企業者が負担する額

(2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者のうち市内で生産・開発を行っている事業所
(元気づくり補助金の交付)

第4条 市長は、本市の区域内において6箇月以上継続して事業を営む中小企業者が社員研修費等を支払った場合において、必要があると認めるときは、当該中小企業者に対し、元気づくり補助金を交付する。

（元気づくり補助金の額）

第5条 市長は、前条の中小企業者が負担する社員研修費等の額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を元気づくり補助金として交付するものとする。ただし、次の各号に掲げる社員研修費等の区分に応じ、当該各号に定める額を補助の上限とする。

- （1） 社員研修費 10万円
- （2） 製品宣伝活動費 30万円
- （3） 研究開発費 50万円
- （4） 知的財産権申請費 70万円

（元気づくり補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、社員研修費等の支払いの根拠となる事務又は事業（以下「補助対象事業」という。）の終了の日の翌日から起算して1箇月以内に、中小企業元気づくり補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象事業実施の事実を証する書類
- （2） 補助対象事業実施に要する費用を証する書類

（元気づくり補助金の交付決定）

第7条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、元気づくり補助金を交付することが適当であると認めるときは、中小企業元気づくり補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

（元気づくり補助金の請求）

第8条 決定通知書の交付を受けた者は、元気づくり補助金の交付を請求しようとするときは、当該決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して1箇月以内に中小企業元気づくり補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（元気づくり補助金の交付）

第9条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該者に元気づくり補助金を交付するものとする。

（調査）

第 10 条 市長は、特に必要があると認めるときは、関係職員に補助対象事業に係る経費の支払状況、証書その他の物件等を調査させることができる。

（決定の取消し又は元気づくり補助金の返還）

第 11 条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、元気づくり補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した元気づくり補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1） 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は申請、請求その他の行為に不正があったとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、この告示に定める事項に違反したとき。

（成果）

第 12 条 この元気づくり補助金の交付を通じて得ようとする成果は、中小企業の体質強化及び経営の安定とする。

（見直しの期間）

第 13 条 元気づくり補助金に係る条例第 4 条第 1 項の市長が定める期間は、3 年とする。

（効果の測定）

第 14 条 元気づくり補助金に係る条例第 4 条第 2 項第 1 号に定める効果は、中小企業の経営の安定化の状況を指標に用いて測定するものとする。

（その他）

第 15 条 この告示に定めるもののほか、元気づくり補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（薩摩川内市商工政策部関係補助金等交付要綱の一部改正）

2 薩摩川内市商工政策部関係補助金等交付要綱（平成 22 年薩摩川内市告示第 138 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（経過措置）

3 この告示は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に補助対象事業が終了するものについて適用する。

附 則（平成 25 年 9 月 25 日告示第 709 号）

この告示は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。